

憲法はあなたへの約束です

約束その1 国民主権と民主主義

政治において最終決定権（主権）をもつのは国民です。国民が国会議員を選び、議員は国民がまかせた仕事をやり、国民の利益のために働きます。この民主主義の原理は、世界中で通用します。この原理によって、国民は憲法を定め、政治をコントロールします。これに反した憲法や法律は作りません。

約束その2 世界中の国民とともに、恐怖や欠乏のない平和な世界をつくること

日本国民は、二度と政府の行為によって戦争が起こらないようにします。人びとが虐げられ苦しむ状態をなくし、国際社会とともに平和への努力をします。他国と対等な立場に立ち、世界中の人びとの「平和のうちに生存する権利」を実現します。

約束その3 自由を確保します



日本国憲法前文



私の人権  私の憲法



一人ひとりに人権がある

子どもにも大人にも、年齢にも性別にも関係なく、病気の人にも、障がいのある人にも、罪を犯した人にも、だれにでも権利があり、一人ひとりが尊重されます。だれでも法の下で平等です。



基本的人権は人類の努力の成果、
侵すことのできない永久の権利（97条）

基本的人権（11条）
個人の尊重（13条）
法の下での平等（14条）



私の人権  私の憲法



生きづらさは自己責任？

食べていけない貧困も、男女の不平等も、
解決する義務を負っているのは、国です。
むりやり私に責任を押しつけないでください。

あなたには、人間らしく生きる権利があります。
それを守るのは国の義務です。



法の下での平等（14条）
生存権（25条）
労働者の権利（27,28条）



私の人権  私の憲法



「義務」教育は、 子どもにとっての権利

国と親には、子どもが教育を受けられるようにする義務がある。

義務教育は無償。

だれでもいろんな能力をもっている。
だれにでも、自分の能力に応じた教育を受ける権利がある。（26条）
能力って学力だけじゃない。教育も学校だけでなく、
いろんなところで受けていい。



教育を受ける権利、教育の義務、義務教育の無償（26条）



私の人権  私の憲法





世界人権宣言第1条 みんな仲間だ

わたしたちはみな、生まれながらにして自由です。ひとりひとりがかけがえのない人間であり、その値打ちも同じです。だからたがいによく考え、助けあわねばなりません。

(訳 谷川俊太郎)

日本国憲法11条【基本的人権の享有と性質】
日本国憲法12条【自由・権利の保持義務、濫用の禁止、利用の責任】
日本国憲法13条【個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重】
日本国憲法14条【法の下での平等、貴族制度の否認、栄典の限界】
日本国憲法97条【基本的人権の本質】

*日本国憲法原文はQRコードからごらんください

「世界人権宣言」は、第二次世界大戦の惨禍が人権軽視の思想から生まれたとの反省から1948年の国連総会で採択された、すべての国と人びとが達成すべき共通の「基本的人権」の宣言です。この基本的人権は日本国憲法にも書きこまれています。アムネスティ・インターナショナルは、「世界人権宣言」に書かれている人権が世界中で実現されることを目指して活動しています。

制作 アムネスティ・インターナショナル日本



世界人権宣言第21条 選ぶのはわたし

自分の国の政治に参加できます。また、だれでもその国の公務員になる権利があります。みんなの考えがはっきり反映されるように、選挙は定期的に、ただしく平等に行なわれなければなりません。その投票の秘密は守られます。

世界人権宣言第3条 安心して暮らす

ちいさな子どもから、おじいちゃん、おばあちゃんまで、わたしたちはみな自由に、安心して生きていける権利をもっています。

(訳 谷川俊太郎)

「世界人権宣言」は、第二次世界大戦の惨禍が人権軽視の思想から生まれたとの反省から1948年の国連総会で採択された、すべての国と人びとが達成すべき共通の「基本的人権」の宣言です。この基本的人権は日本国憲法にも書きこまれています。アムネスティ・インターナショナルは、「世界人権宣言」に書かれている人権が世界中で実現されることを目指して活動しています。

日本国憲法前文
日本国憲法13条【幸福追求権】
日本国憲法15条【選挙権】

*日本国憲法原文はQRコードからごらんください

制作 アムネスティ・インターナショナル日本



世界人権宣言第26条 勉強したい？

だれにでも、教育を受ける権利があります。小、中学校はただで、だれもが行けます。大きくなったら、高校や専門学校、大学で好きなことを勉強できます。教育は人がその能力をのばすこと、そして人としての権利と自由を大切にすることを目的とします。人はまた教育を通して、世界中の人とともに平和に生きることを学ばなければなりません。

(訳 谷川俊太郎)

日本国憲法26条【教育を受ける権利、教育の義務、義務教育の無償】

*日本国憲法原文はQRコードからごらんください

「世界人権宣言」は、第二次世界大戦の惨禍が人権軽視の思想から生まれたとの反省から1948年の国連総会で採択された、すべての国と人びとが達成すべき共通の「基本的人権」の宣言です。この基本的人権は日本国憲法にも書きこまれています。アムネスティ・インターナショナルは、「世界人権宣言」に書かれている人権が世界中で実現されることを目指して活動しています。

制作 アムネスティ・インターナショナル日本



世界人権宣言第2条 差別はいやだ

わたしたちはみな、意見の違いや、生まれ、男、女、宗教、人種、ことば、皮膚の色の違いによって差別されるべきではありません。また、どんな国に生きていようと、その権利にがわりはありません。

世界人権宣言第23条 安心して働けるように

人には、仕事を自由に選んで働く権利があり、同じ働きに対しては、同じお金をもらう権利があります。そのお金はちゃんと生活できるものでなければなりません。人はみな、仕事を失わないよう守られ、だれにも仲間と集まって組合をつくる権利があります。

世界人権宣言第25条 幸せな生活

だれにでも、家族といっしょに健康で幸せな生活を送る権利があります。病気になったり、年をとったり、働き手が死んだりして、生活できなくなった時には、国に助けをもとめることができます。母と子はとくに大切にされなければいけません。

(訳 谷川俊太郎)

「世界人権宣言」は、第二次世界大戦の惨禍が人権軽視の思想から生まれたとの反省から1948年の国連総会で採択された、すべての国と人びとが達成すべき共通の「基本的人権」の宣言です。この基本的人権は日本国憲法にも書きこまれています。アムネスティ・インターナショナルは、「世界人権宣言」に書かれている人権が世界中で実現されることを目指して活動しています。

日本国憲法14条【法の下での平等】
日本国憲法25条【生存権、国の生存権保障義務】
日本国憲法27条【労働の権利・義務、労働条件の基準、児童傭使の禁止】
日本国憲法28条【労働者の団結権・団体交渉権、その他団体行動権】

*日本国憲法原文はQRコードからごらんください

制作 アムネスティ・インターナショナル日本

生きる権利、幸せになる権利に 条件はいらない

基本的人権はだれでも生まれたときからもっている権利です。
義務と引き換えにだれかからもらうものではありません。



日本国憲法第3章には国民の権利と義務が書かれています。
義務には納税、勤労、教育の義務があります。
でも、それは人権と引き換えにするためではありません。
ほかのみんなのためにあるのです。生まれたばかりの赤ちゃんは
税金を納めず、働きもしないけれど、生きる権利、
幸せになる権利があります。

こうした権利を使うときに、だれかの権利とぶつかったら
調整が必要で9.。そして、自分の自由と権利が
そこなわれそうになったらさちんといやたと言います。

私の人権  私の憲法



集まったり、グループを作ったり、 本を出したり

みんなが集まったり、同じ考えの人たちがグループを作ったり、
本を出したりするのは自由です。
国や公務員がじゃまをしてはいけません。



「言論、出版その他一切の表現の自由」は
憲法で保障されています。(21条)

私の人権  私の憲法



憲法はだれが守るの？

それは99条に書いてあります。
天皇、大臣、国会議員、公務員のような国や公の仕事をする人たちが
憲法に書かれたことを守らなければなりません。こうした人たちに権力を勝手に
使わせないようにするのが憲法の役割だからです。

憲法が私たちの権利を守り、
私たちはみんなのために義務を果たします。
自由と権利をなくさないようにするには、
自分も含めたみんなの幸せのために、
いつも使っていくことが大切で9.。

憲法尊重擁護の義務 (99条)
自由と権利の保持義務 (12条)

私の人権  私の憲法



だれでも自分の考えをもち、 何を信じてもいい

あなたがどんな考えをもって、
何を信じて、だれにもそれを
やめさせることはできません。
あなたの良心は大切な宝。
思想も宗教も勝手に奪ったり
押しついたりしてはいけません。
そう憲法で決められています。

思想・良心の自由 (19条)
信教の自由 (20条)



私の人権  私の憲法





世界人権宣言第6条 みんな人権をもっている
わたしたちはみな、だれでも、どこでも、法律に守られて、人として生きることができます。

世界人権宣言第29条 権利と身勝手は違う
わたしたちはみな、すべての人の自由と権利を守り、住み良い世の中を作るための義務を負っています。自分の自由と権利は、ほかの人々の自由と権利を守る時にも、制限されます。

(訳 谷川俊太郎)

日本国憲法第三章 国民の権利及び義務
日本国憲法97条【基本的人権の本質】

*日本国憲法原文はQRコードからごらんください

「世界人権宣言」は、第二次世界大戦の惨禍が人権軽視の思想から生まれたとの反省から1948年の国連総会で採択された、すべての国と人びとが達成すべき共通の「基本的人権」の宣言です。この基本的人権は日本国憲法にも書きこまれています。アムネスティ・インターナショナルは、「世界人権宣言」に書かれている人権が世界中で実現されることを目指して活動しています。

制作 アムネスティ・インターナショナル日本



世界人権宣言第29条 権利と身勝手は違う

わたしたちはみな、すべての人の自由と権利を守り、住み良い世の中を作るための義務を負っています。自分の自由と権利は、ほかの人々の自由と権利を守る時にも、制限されます。

(訳 谷川俊太郎)

日本国憲法99条【憲法尊重擁護の義務】
日本国憲法12条【自由と権利の保持義務】
日本国憲法13条【個人の尊重と幸福追求権】

*日本国憲法原文はQRコードからごらんください

「世界人権宣言」は、第二次世界大戦の惨禍が人権軽視の思想から生まれたとの反省から1948年の国連総会で採択された、すべての国と人びとが達成すべき共通の「基本的人権」の宣言です。この基本的人権は日本国憲法にも書きこまれています。アムネスティ・インターナショナルは、「世界人権宣言」に書かれている人権が世界中で実現されることを目指して活動しています。

制作 アムネスティ・インターナショナル日本



世界人権宣言第19条
言いたい、知りたい、伝えたい

わたしたちは、自由に意見を言う権利があります。だれもその邪魔をすることはできません。人はみな、国をこえて、本、新聞、ラジオ、テレビなどを通して、情報や意見を交換することができます。

世界人権宣言第20条
集まる自由、集まらない自由

人には、平和のうちに集会を開いたり、仲間を集めて団体を作ったりする自由があります。しかし、いやがっている人を、むりやりそこに入れることはだれにもできません。

(訳 谷川俊太郎)

「世界人権宣言」は、第二次世界大戦の惨禍が人権軽視の思想から生まれたとの反省から1948年の国連総会で採択された、すべての国と人びとが達成すべき共通の「基本的人権」の宣言です。この基本的人権は日本国憲法にも書きこまれています。アムネスティ・インターナショナルは、「世界人権宣言」に書かれている人権が世界中で実現されることを目指して活動しています。

日本国憲法21条【集会・結社・表現の自由、検閲の禁止、通信の秘密】

*日本国憲法原文はQRコードからごらんください

制作 アムネスティ・インターナショナル日本



世界人権宣言第18条 考えるのは自由

人には、自分で自由に考える権利があります。この権利には、考えを変える自由や、ひとり、またほかの人といっしょに考えをひろめる自由もふくまれます。

(訳 谷川俊太郎)

日本国憲法19条【思想・良心の自由】
日本国憲法20条【信教の自由】

*日本国憲法原文はQRコードからごらんください

「世界人権宣言」は、第二次世界大戦の惨禍が人権軽視の思想から生まれたとの反省から1948年の国連総会で採択された、すべての国と人びとが達成すべき共通の「基本的人権」の宣言です。この基本的人権は日本国憲法にも書きこまれています。アムネスティ・インターナショナルは、「世界人権宣言」に書かれている人権が世界中で実現されることを目指して活動しています。

制作 アムネスティ・インターナショナル日本